

金融円滑化法に基づく説明書類

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時
措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年5月

TRbank Miura Fujisawa
三浦藤沢信用金庫

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 金融円滑化にかかる取組方針について

三浦藤沢信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要なご資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を尽くして取り組みます。

私たちは、お客さまからのご資金の需要やご融資条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客さまがお持ちの問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯な姿勢で取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っています。

- 理事会において本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定しました。(平成22年1月13日策定)
- 金融円滑化管理担当理事および金融円滑化管理責任者を選任しました。(平成22年1月13日選任)
- 理事長を本部長とする金融円滑化対策本部を設置しました。(平成22年1月13日設置)
- 営業店長を金融円滑化責任者を選任しました。(平成21年12月4日選任)
- お客さまに対するきめ細かな経営改善支援について、本部の経営サポート課が引き続き担当します。
- 新規のご資金やご融資の返済条件変更のご相談を承るため、営業店および中央駅前出張所2階に融資ご相談窓口を設置しています。(平成21年12月4日設置)
- 新規のご資金やご融資の返済条件変更に関わる苦情を承るため、お客様相談室に窓口を設置しています。
- お客さまの事業価値を適切に見極める能力を向上させるための研修に、営業店の融資担当者を派遣しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れされているお客さまからご融資条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化への対応状況を適切に把握するための体制の概要は以下のとおりです。

(組織体制)

- 理事長を本部長とし全常勤役員ならびに円滑化管理責任者を委員とする金融円滑化対策本部を設置し、金融円滑化に関する対応を一元管理する体制としています。
- 審査部担当理事を金融円滑化担当理事、審査部長を金融円滑化管理責任者として、金融円滑化に関する対応状況を把握し、月1回開催する金融円滑化対策本部で報告する体制としています。
- 各営業店に金融円滑化責任者を配置し、金融円滑化に関する対応状況を審査部に報告する体制としています。

(事務管理体制)

- ① 営業店は、お客さまから「貸付条件の変更等」の相談があった場合、「融資相談メモ」を作成します。
- ② 営業店は「貸付条件の変更等」の相談が、中小企業および住宅ローンのお客さまからの相談であった場合、別途「円滑化管理シート」を作成し、審査部へ送付します。
- ③ 営業店は、「謝絶」または「取下げ」をしたものについては、「円滑化謝絶取下げシート」を作成し、「融資相談メモ」「円滑化管理シート」とともに審査部へ送付します。
- ④ 審査部は、営業店からの報告内容を精査し集計を行い、金融円滑化対策本部へ報告します。
- ⑤ 審査部は、「金融円滑化モニタリング要領」に従い、報告資料が適切に記録・保存が行われているか、営業店のモニタリングを行います。
- ⑥ 集計に使用した各種資料等の保存期間は5年以上としています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要は以下のとおりです。

(相談業務)

- お客さまからの融資条件の変更等に関する苦情相談に対応するため、全営業店に「融資・ご返済苦情相談窓口」を設置しています。
- お客さまからの融資条件の変更等に関する苦情相談に対応する専用窓口として、お客様相談室に苦情相談窓口を設置しています。

(苦情処理)

- ① 貸付条件の変更等に関する苦情相談を受けた場合には、当該苦情相談の内容を「苦情・相談等受付票」に記録し、速やかにお客様支援室及び金融円滑化責任者へ報告しています。
- ② 金融円滑化責任者は、報告を受けた時点で速やかに金融円滑化管理責任者へ「苦情・相談等受付票」の写しを送付するとともに、解決に向けて適切な対応に努めます。
- ③ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化対策本部に必要な応じ状況を報告しています。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

条件変更を行ったお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要は以下のとおりです。

条件変更を行ったお客さまに対しては、営業店および本部の経営サポート課が協力して経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営改善又は再生のための助言を行う体制としています。

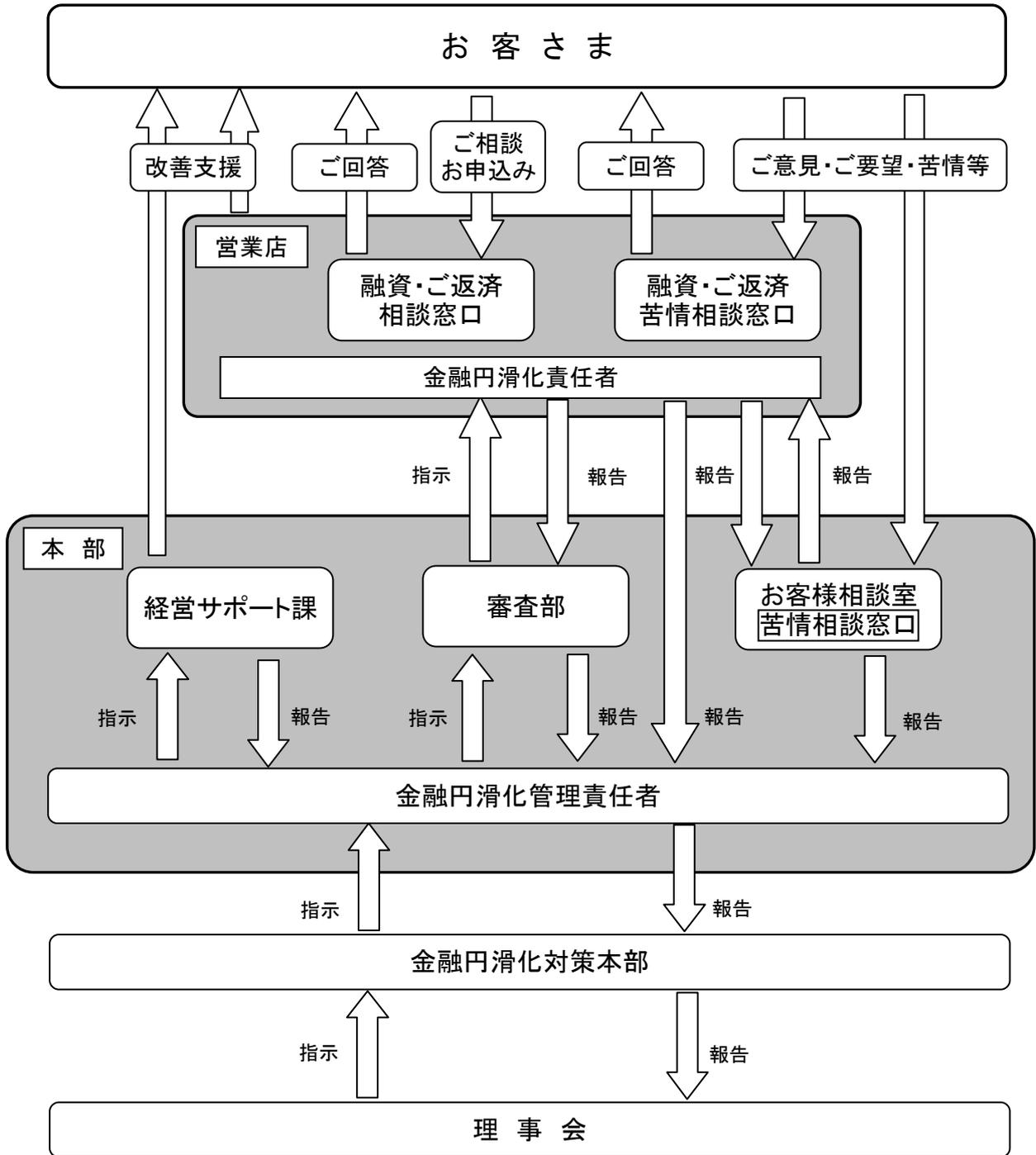
- ①条件変更後、原則3ヶ月以内にお客さまへの訪問を行い、その後も四半期ごとに訪問を行います。
- ②対応者は、お客さまから聴取した内容をもとに「カウンセリングフォローシート」を作成します。「カウンセリングフォローシート」には、ヒアリング時の状況や、お客さまへの助言、提言などを記入します。
- ③審査部および本部の経営サポート課は、営業店を訪問し「カウンセリングシート」の適切性をモニタリングします。

上記の支援を適切に行うため、以下の取組みを行っています。

- ①経営サポート課の職員を増員しました。
- ②「横浜中小企業診断士会」および「NPO あつぎみらい21」など外部専門家と提携し、企業診断を行う体制としています。
- ③コンサルティング機能の向上のため、財務分析、SWOT分析などのさまざまな研修を実施しています。

以 上

金融円滑化にかかる体制概要



法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数

〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	198	3,572	784	21,833	1,226	30,903	1,653	46,873	2,179	60,739	2,692	76,482
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額・数	86	2,422	344	16,889	541	22,910	732	36,232	983	47,360	1,199	59,672
うち、実行に係る貸付債権の額・数	62	1,658	294	15,466	485	21,466	677	33,680	906	43,144	1,120	55,334
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	2	36	6	270	10	755	15	1,160	23	1,595
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額・数	24	764	46	1,364	43	1,058	35	1,140	52	2,400	43	1,888
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	2	21	7	114	10	655	10	655	13	854
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額・数	112	1,149	440	4,944	685	7,993	921	10,641	1,196	13,379	1,493	16,809
うち、実行に係る貸付債権の額・数	50	584	352	3,996	590	7,026	823	9,696	1,073	12,312	1,357	15,273
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	7	52	19	167	29	212	30	217	50	389
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	3	19	7	43	8	53	8	53	15	83
うち、審査中の貸付債権の額・数	60	555	78	883	65	748	57	677	75	748	66	1,021
うち、取下げに係る貸付債権の額の額・数	2	9	3	11	11	51	12	55	18	101	20	124

法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付の条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	18	578	93	4,358	148	6,783	200	9,466	260	11,922	331	15,163
うち、実行に係る貸付債権の額・数	11	199	78	3,980	140	6,523	189	9,002	241	11,035	312	14,337
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	1	140	3	177	4	185
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	1	7
うち、審査中に係る貸付債権の額・数	7	379	15	377	8	259	10	323	16	709	14	461
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	180

法第5条に基づく措置の実施状況
 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額・数	17	209	139	2,002	184	2,589	245	3,299	291	3,877	343	4,643
うち、実行に係る貸付債権の額・数	2	31	103	1,480	146	2,094	199	2,692	244	3,267	300	4,062
うち、謝絶に係る貸付債権の額・数	0	0	2	25	7	121	12	180	13	184	20	304
うち、審査中に係る貸付債権の額・数	15	178	26	396	19	237	20	277	19	253	7	103
うち、取下げに係る貸付債権の額・数	0	0	8	100	12	136	14	148	15	171	16	174